

従 業 員 名 簿

事業所名()

	職 種	氏 名	生 年 月 日	性 別	備考(取得免許の種類等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※ 従業員については、本店又は支店の代表者及び契約を締結する権限を有する者を記入してください。

※ 「職種」欄は、運転手、作業員、事務員等を記入してください。

※ 「備考（取得免許の種類等）」欄は普通、大型、大型特殊等免許の種類を記入してください。

誓 約 書

私及び役員並びに従業員(本店又は支店の代表者及び契約を締結する権限を有する者)は、一般廃棄物処理業の許可を申請するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号並びに筑後市暴力団排除条例(平成22年条例第17号。以下条例という。)第2条第1号及び同条第2号に規定する事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、条例第2条第2号に規定する者に該当するかについて、警察へ照会されても異議ありません。

筑 後 市 長 様

年 月 日

住 所

法人名又は
商 号

代表者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

収集運搬車両等所有機材一覧表

事業所名()

番号	種類	車名	架装	積載量	形状	装備	登録番号	検査番号	備考

記入上の注意

- ※ 車名は、自動車車体メーカー名、架装は架装メーカー名、形状はパッカー・ロータリー等、装備は、シート・ロープ等の品名及び数量を記入すること。
- ※ 検査番号は、記入しないこと。

収集運搬車両等所有機材の写真

車両登録番号	
--------	--

斜め前方

斜め後方

撮 影	年 月 日
-----	-------

※ 写真の撮り方は、車両登録番号が見えるように、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影してください。

※ 車両・機材の全景を写したカラー写真を貼り付けてください。

収 集 運 搬 作 業 計 画 書

事業所名()

契約事業所名	所 在 地	業 種	取り扱う廃棄物	収集運搬量 (t/月)	収集運搬回数 (回/月)
	筑後市大字 番地			t	回
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				
	筑後市大字 番地				

※ 契約事業所の所在地は、必ず番地まで正確に記入すること。

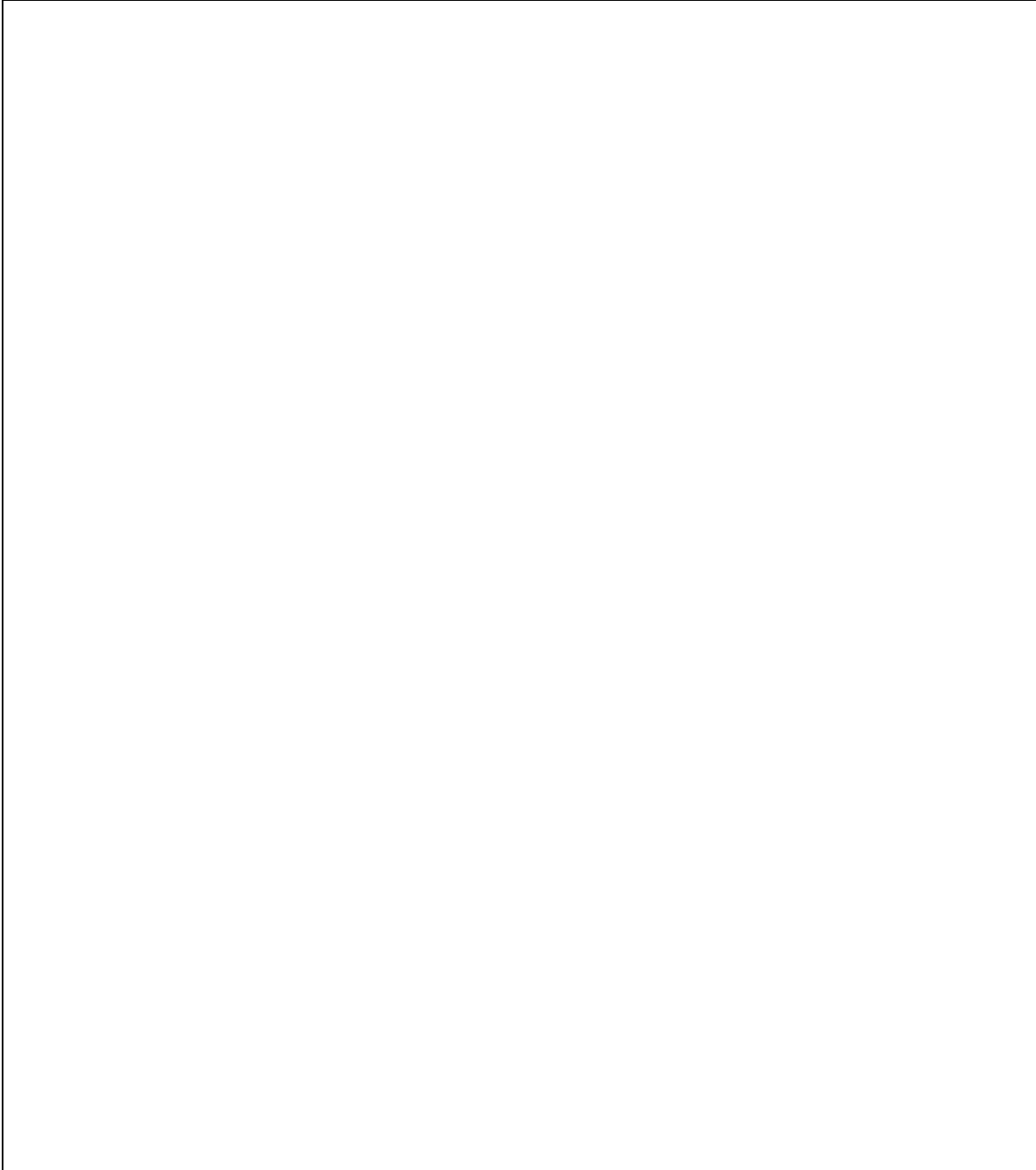
※ 取り扱う廃棄物は、紙屑、動物性残渣、植物性残渣、廃食用油、雑芥など内容がわかるように記入すること。

事業所等の平面配置図

事業所名 _____

所在地番 _____

平面図



- ※ 事務所と車庫等の所在地が異なる場合は、それぞれ作成すること。
- ※ 事務所と車庫等の位置関係がわかるように記入すること。

洗車場・車庫の整備状況

事業所名 _____

所在地番 _____

1.洗車場の状況

ア) 洗車設備を備えている。(自己所有)	
イ) 洗車設備を備えている。(借用・スタンド等)	
ウ) 洗車設備を確保していない。	

※ 八女西部広域事務組合の洗車場の使用を希望される場合は、八女西部広域事務組合へ「八女西部洗車場使用申込書」を提出してください。

2.車庫の状況

ア) 車庫を備えている。(自己所有)	
イ) 車庫を備えている。(借用等)	
ウ) その他 ()	

専 門 技 術 者 履 歴 書

現住所	郵便番号(-) 番地 TEL() -		
フリガナ 氏名		区分	法人の役員・社員・従業員
生年月日	年 月 日生	職名	
職 歴	期 間 自 年 月 至 年 月	従事した職務内容	
資 格	年 月 日	資格の内容	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

八女西部洗車場使用許可申請書

年 月 日

八女西部広域事務組合
組合長 様

住 所
法人名又は
商 号
代表者氏名

貴組合が所有する洗車場の使用について、下記の誓約事項の厳守を確約し、申請します。
なお、当方の使用者が確約事項の不履行等、公共施設の不適切な利用をしたときは、洗車場施設の使用禁止等の措置がとられても異議を申し立てません。

申請期間 年 月 日 ～ 年 月 日

記

- 1.洗車場を使用する車輛については、関係市町の収集運搬許可を受けた車のみとします。
- 2.使用者自らの責めに帰する理由により、貴組合の建物、工作物等に損害を与えた場合は、貴組合と協議のうえ、現状に復する費用を負担致します。
- 3.洗車場及び関係設備の使用に当っては、公共の施設であることを十分認識するとともに、利用者相互の義務として、使用後の清掃、環境美化に努力致します。
- 4.洗車場の使用により発生した排出ごみ、汚泥等の処理については、貴組合の指示による場合を除き、持ち帰ることと致します。